

平成22年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成22年3月1日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1番 太田 健一	2番 野並 享子
3番 小菅 六雄	4番 高橋 繁夫
5番 内田 聡史	6番 奥村 治男
7番 矢野 隆行	8番 梶山 幾世
9番 井狩 辰也	10番 市木 一郎
11番 坂口 哲哉	12番 田中 良隆
13番 中島 一雄	14番 丸山 敬二
15番 西本 俊吉	16番 三和 郁子
17番 鈴木 市朗	18番 田中 孝嗣
19番 立入三千男	20番 河野 司

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	副市長	川尻 良治
教育長	南出 儀一郎	政策調整部長	南 喜代志
総務部長 (選挙管理委員会書記長)	前田 健司	市民部長	高田 一巳
健康福祉部長	新庄 敏雅	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	岡野 勉	環境経済部政策監	土肥 義博
教育部長	東郷 達雄	政策調整部次長	富田 久和
総務部次長	山本 利夫	広報秘書課長	寺田 実好
企画財政課長	立入 孝次	総務課長	川端 弘一

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	三上 忠宏	書記	辻 昭典

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 平成 22 年度施政方針及び教育方針について
- 第 5 議第 1 号から議第 43 号まで一括上程
(野洲市ものづくり経営交流センター条例 他 42 件)
提案理由説明
- 第 6 議第 43 号野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
質疑、討論、採決
- 第 7 予算特別委員会の設置及び委員の選任
- 第 8 予算特別委員会の正副委員長の互選結果の報告

市長提出議案

- 議第 1 号 野洲市ものづくり経営交流センター条例
- 議第 2 号 野洲市市民農園条例
- 議第 3 号 野洲市違法駐車等防止条例の一部を改正する条例
- 議第 4 号 野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 5 号 野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 6 号 野洲市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 7 号 野洲市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 議第 8 号 野洲市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 9 号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議第 10 号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例
- 議第 11 号 野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 12 号 野洲市教育研究所条例の一部を改正する条例

- 議第 1 3 号 野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例
- 議第 1 4 号 野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議第 1 5 号 野洲市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 1 6 号 野洲市北比江自治・産業施設条例の一部を改正する条例
- 議第 1 7 号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例
- 議第 1 8 号 平成 2 2 年度野洲市一般会計予算
- 議第 1 9 号 平成 2 2 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 2 0 号 平成 2 2 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 2 1 号 平成 2 2 年度野洲市老人保健事業特別会計予算
- 議第 2 2 号 平成 2 2 年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第 2 3 号 平成 2 2 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算
- 議第 2 4 号 平成 2 2 年度野洲市下水道事業特別会計予算
- 議第 2 5 号 平成 2 2 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第 2 6 号 平成 2 2 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第 2 7 号 平成 2 2 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第 2 8 号 平成 2 2 年度野洲市土地取得特別会計予算
- 議第 2 9 号 平成 2 2 年度野洲市水道事業会計予算
- 議第 3 0 号 平成 2 1 年度野洲市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議第 3 1 号 平成 2 1 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第 3 2 号 平成 2 1 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 3 3 号 平成 2 1 年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 3 4 号 平成 2 1 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 3 5 号 平成 2 1 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 3 6 号 平成 2 1 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 3 7 号 財産の無償貸付け及び譲与について（野洲市ふれあい共同作業所）
- 議第 3 8 号 財産の取得について（地域開発用地）
- 議第 3 9 号 財産の取得について（学校 I C T 設備整備に係る備品）

議第 4 0 号 指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて(北比江集会所)

議第 4 1 号 守山市と野洲市の境界の決定に関する意見について

議第 4 2 号 市道路線の認定及び廃止について

議第 4 3 号 野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

議長(鈴木市朗君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 2 0 名であります。定足数に達しておりますので、平成 2 2 年第 1 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

議長(鈴木市朗君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 2 0 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、平成 2 1 年第 8 回野洲市議会定例会において可決されました、緊急経済対策の早期実施を求める意見書につきましては、平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日付をもって、内閣総理大臣を初め関係方面に提出しておきましたので、ご了承願います。

(日程第 2)

議長(鈴木市朗君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定により、第 1 5 番西本俊吉君、第 1 6 番三和郁子君を指名いたします。

(日程第 3)

議長(鈴木市朗君) 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの25日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月25日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第4)

議長(鈴木市朗君) 日程第4、平成22年度施政方針及び教育方針について、市長、教育長から発言を求められておりますので、これを許可します。

まず、施政方針について、市長。

市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。

平成22年第1回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご参集を賜り厚くお礼申し上げます。

野洲市は、合併後6年目に入っています。そして、私も市政をお預かりして、早くも1年4か月が過ぎました。

この間、まずは、マニフェスト「もっと野洲21計画」に掲げた政策実現のため、市の可能性と課題を明らかにして、平成24年度までに取り組むべき事業や制度について一定の財政見通しも押さえた上で、工程表をロードマップとして策定し、安全・安心と発展につながるまちづくりを着実に進めてまいりました。

また、平成21年度予算編成に当たっては、法人市民税の半減、基金の枯渇、合併以降の施設やサービスの増加による経費増が見込まれるとともに、今後当分の間はこの状況が改善しないと予想されたため、平成21年度当初予算においては、前年度比約10億円の削減を行うとともに、6月には「財政健全化集中改革プラン(素案)～出直し、元気やすプラン～」を策定し、議会及び市民の皆さんに提案をいたしました。

このプランは、単なる経費削減ではなく、市民に質の高いサービスを効率的に提供するという観点と、健全かつ安定的な都市経営を可能にするという2つの観点から改革を進めるものであります。

素案段階から市内学区ごとに懇談会を開催するなど、さまざまな場で多くの市民の方々と真剣で和やかに、また、建設的な議論を交わしてまいりました。

さらに、市議会におきましても、特別委員会を設置いただき、慎重に議論を重ね、ご判断をいただいていたところであります。

このような中で、行政の透明化を目指して、議会はもとより、市民の皆さんへの情報公開と提供、また懇談による意見交換に努め、市民参画による市政運営に積極的に取り組んでまいりました。透明化のねらいは、見通し、風通しをよくすることだけでなく、行政の職場では職員参画が、市全体では市民参画が進み、多種多様な意見や工夫が持ち寄られて、創造的な政策立案とその実現が図られることにあります。

この1年余り、ロードマップやプランに基づき、議会および市民の皆さんのご協力により進めてきました取り組みを例としてあげますと、市民参画拡充のための常設型としては県内で2番目となる住民投票条例の制定。市民の健康増進と環境美化などを目指した、路上喫煙等の防止に関する条例の制定。市政経営の効率化を目指した、分庁舎の統合と市民サービスセンターの設置の方向づけ。子ども達の日常生活の場、また災害時市民の避難場所としての全教育施設の耐震化の着手。放課後児童の安心できる居場所の確保と健全育成のため、定員倍増を目指した学童保育所整備の着手。運行コストの削減、高齢者等市民の外出支援、移動性向上を目的とする循環バスの直営化と均一料金化等による効率的な運行。老朽化に伴う新クリーンセンターの整備に向けての本格的な検討。耐震対策にあわせた立地上課題のある東消防署の移転新築と市民防災拠点の再編計画の着手。安全、快適な都市環境を整備するための安定的財源確保を目指した都市計画税導入の本格的な検討と市民の理解促進。このように、「賑わいと安心の、もっと元気な野洲」を実現するための施策や検討に取り組んでまいりました。

新年度予算編成におきましても、集中改革プランを反映するとともに、編成過程についても、昨年度と同様に積極的に市民の皆さんに情報を提供し、徹底した透明性の確保に努め、市民の皆さんの参画を得ながら編成作業を進めてきました。

今年度はさらに、全国的にも珍しい取り組みとして取り上げられた「予算編成市民懇談会」を去る2月上旬に開催し、市民の皆さんから多くのご意見をいただき、より一層の透明性確保と市民参画に努めてまいりました。

このように危機的な財政状況の中ではありますが、市政の課題を着実に解決しながら、「野洲の元気と安心」をつくっていく予算案にまとめることができたと思っております。

なお、都市計画税の導入につきましては、本市の財政状況が厳しさを増す中で、これまで一般財源を割いて進めてきた都市計画事業の財源が十分に確保できなくなることが見込

まれたほか、安全で活力ある元気な野洲市のまちづくりにこれから打って出るためにも、新たな財源を別に創出することが必要となりました。このため、「財政健全化集中改革プラン」の中で提案し、平成23年度からの導入を目指して、議会審議の場や20回以上にも及び市民懇談会などにより議論と検討を重ねてまいりました。

これらを通じて、都市計画税の趣旨と必要性は多くの市民の方々にご理解いただいたものと考えております。

しかし、自治会からのご意見、さらには議会会派等からのご意見等を踏まえますと、市民全体の十分なお理解を得られるに至ったものと判断できる状況ではなく、新税導入には理念だけではなく、心情レベルでの理解も欠かせないため、予定しておりました、今議会への条例提案は見送ることといたしました。

今後、来年度から着手します、市の総合計画改訂により、市の新しいビジョンとまちづくり計画を市民の皆さんと具体化する中で、改めて提案する予定です。しかし、一方、そのためには、当面、一層厳しい財政対応が求められることとなります。

なお、市民全体の十分なお理解を得られなかった原因の主なものとしては、次のようなことが考えられます。これまでの市街化区域の設定に一部合理性が欠けていたこと、市街化区域への明確で集中した投資がなかったこと、景気の先行き不安が強い時期であること、行政への信頼感が弱かったこと、市のまちづくりビジョンと計画が明確でないこと、企業誘致による法人市民税増収への期待が高いこと。

今後は、これらの点に留意して、計画づくりや政策実現に取り組んでまいります。

本日ここに、平成22年度一般会計予算を初めとする重要諸案件を提案させていただいたわけでありますが、ご審議をお願いするに当たりまして、新年度予算に関連します主要施策を申し上げ、議員の皆様を初め、広く市民のご理解とご協力を賜りたいと思います。

それでは、以下、平成22年度における具体の説明を申し上げます。

まず、最近の我が国の経済動向であります。1月に発表された政府の「月例経済報告」では、「景気は、持ち直してきているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。先行きについては、当面、厳しい雇用情勢が続くとみられるものの、海外経済の改善や緊急経済対策の効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される。一方、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、デフレの影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要がある。」という基調判断が示されています。

滋賀県内の景気も、国と同様に、一部に持ち直しの傾向がみられるものの、依然、厳しい状況が続いています。

このような状況の中、平成22年度予算の編成に当たっては、私のマニフェストロードマップに即して、平成21年度中に用地確保、実施設計が完了できる見込みがあり、財源を含めた事業の枠組みについて、関係者間等での合意形成など着手に一定の道筋をつけた事業を重点的に予算化することを基本としました。「財政健全化集中改革プラン」に基づく約6億4,000万円の削減を織り込みましたが、学校の耐震化や学童保育所の整備等で大幅な増額となり、一般会計予算規模としては、177億6,000万円となり、前年度当初予算と比較しますと、17億4,900万円、10.9%の増となりました。

それでは、私のマニフェストの3つの政策の柱であります、「もっとのびのび自由に」、「もっとワクワク楽しく」、「もっとしっかり安全・安心」に基づき、後の議案説明と一部重なるところもありますが、新規施策を中心に、ご説明を申し上げます。

まず、「もっとのびのび自由に」では、まず、教育面では、子どもたちの安心・安全を図るとともに、市民の避難場所としての安全確保のため、平成23年度までに市内の全小中学校の校舎と体育館の耐震化工事を完了するという基本方針のもと、昨年度の野洲中学校に続き、今年度は篠原小学校と三上小学校の改築・耐震化工事を行います。

また、これらの施設整備とあわせて、小学校における特別支援教育の充実のため、コーディネーター加配指導員を配置します。

さらに、通学路を初め野洲駅周辺道路や公共施設のバリアフリー化事業を進めてまいります。

次に、「もっとワクワク楽しく」では、まず、安心と発展のまちづくりを目指して、平成18年度に策定された「野洲市総合計画」を抜本的に見直します。既にご承知のとおり、現行の総合計画では、「計画的な新市街地の形成を図ります。」とされていますが、これまで十分な進展が見られていませんし、そのために人口も伸びておりません。最新の計画手法を採用し、市民参画で新たなまちづくりビジョンと計画を策定し、力強いまちづくりの実現を目指してまいります。

次に、農業面では、高齢化の進行、後継者不足、環境保全と食品安全の確保、消費拡大と流通の効率化、所得補償など山積する課題を直視し、野洲市における農業・農村の振興の展望を開く計画策定に取り組めます。

次に、商工業振興では、市の緊急経済対策として、中小企業者向け制度融資にかかる利子補給を継続実施します。また、今般の国の景気対応緊急保証の創設に伴い、次年度以降についても前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共交通の整備として、市内循環バスの運行事業を市の直営とし、高齢者の外出支援や市民の移動性の向上を図るとともに、路線の拡充等、将来のサービス供給充実に向けての可能性を高めます。

次に、道路網の整備では、新たな国の交付金を活用した駅周辺の歩行者安全確保のため歩道整備などを進めてまいります。

次に、景観対策として、三上山の眺望、景観の保全や沿道緑化、街道や門前の歴史的街並の保全などを盛り込んだ景観計画の策定により景観制度の創設に向けた取り組みに着手します。

次に、「もっとしっかり安全・安心」では、まず、子育て支援対策として、放課後の子どもの居場所づくりの充実を図り、平成24年度に学童保育所と放課後子ども教室を一元化することを目的として、学童保育所の整備を進めていきます。具体的には、野洲と祇王の子どもの家建設事業と中主と北野の子どもの家新築設計に着手します。

また、乳幼児保育振興計画に基づき、篠原保育園と篠原幼稚園において、当面は1施設2制度併用となりますが、幼保一体化に向けた園舎の一体的な整備を行います。あわせて、児童の横断時の危険性が課題となっている駐車場整備についても取り組みます。

次に、環境対策としては、耐用期限を迎えているクリーンセンターについて、平成28年度操業をめどに建替・更新に必要な調査業務を進めてまいります。

次に、福祉対策としては、障がい者の自立支援を目的とした「障がい者社会就労体験事業」、心身障がい者のタクシー利用助成事業の拡充を初め、市民一人一人が思いやりの心を持って、ともに支え合い、健康で安心な生活を送れるように事業の更なる充実を図ってまいります。

次に、防火・防災対策としては、湖南広域行政組合における防災拠点耐震補強計画に基づく、東消防署の建替えを機に、騒音問題や救難到達時間等の課題解決を図るため、移転することとし、あわせて本市の防災センター機能の充実強化を目的として、複合施設の整備を進めてまいります。

次に、これらの施策・事業を展開するのに必要な財源につきまして、ご説明申し上げます。

まず、市税は79億1,350万円で、平成21年度と比較しますと3.3%、約2億6,900万円の減収見込みとなりました。これは、景気回復の足取りが予想以上に遅く、引き続き法人市民税が大きく落ち込むと見込んでおりますものの、個人市民税や固定資産税がほぼ前年並みに維持されること等により3.3%減にとどまるものであります。

次に、地方交付税は18億6,000万円の見込みで、平成21年度と比較しますと7,000万円の増となります。

次に、国庫支出金、県支出金並びに他の財源につきましては、それぞれの事務事業に必要な所要額を計上しています。

次に、繰入金につきましては、財政調整基金から2億7,000万円、公共施設等整備基金から3,000万円、計3億円の繰り入れをいたします。

また、市債につきましては、道路や学校整備等に必要な額を措置いたしておりますが、地方交付税見合いの臨時財政対策債の増により平成21年度当初に比べ大幅な増となりました。

以上が、主な財源の内容であります。

最後に当たりまして、住みよいまちは私たちの元気と安心の源であります。「市民がまちを育て、まちが市民を育てる」という考えのもと、市民の皆さまの積極的な参加をいただきながら、徹底した透明化と建設的な政策づくり、そしてその実現による新しい形のまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

今後とも、議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、平成22年度予算審議の議会冒頭に当たり、私の施政の方針とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 次に、教育方針について、教育長。

教育長（南出儀一郎君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、これから平成22年度の野洲市の教育方針を申し上げます。

まず、初めに、教育を取り巻く状況でございますが、平成18年12月に教育基本法が60年ぶりに全面改定されました。その後、義務教育に関する諸法令や社会教育法等の改正が続き、教育の現状は大きく変革をしてきております。

教育においては、一人一人の人格の完成を目指し、「知」「徳」「体」の調和のとれた温かい人間性を育む教育を進める必要があります。とりわけ、学校教育では、新学習指導要領において、生きる力の育成、児童・生徒の基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得、

学習習慣の確立などが求められています。

また、野洲市は三上山から琵琶湖へと広がる豊かな自然を有し、銅鐸を初め歴史遺産と伝統文化の豊富なまちであり、その時代時代を彩った偉人達を輩出したまちです。こうした環境を生かした学校教育や生涯学習を展開することが重要です。

次に、平成22年度の教育方針でございますが、野洲市の人づくりは、「郷土に根ざして、世界に羽ばたく人づくり」を基本目標として、だれもが生涯にわたって学習を深めていくことができる、いわゆる生涯学習社会の構築を目指します。

就学前では心の育ちを、学校教育では生涯学習社会に適応できるための基礎的・基本的な力と自立の能力を、さらに社会へ出てからは生涯にわたって学習する行動力を身につける教育を進めます。

そのキーワードとなるのは、「人権（いのち）」「環境」「情報」です。この3つのキーワードは「世界に羽ばたく人づくり」の観点からも重要な視点です。

また、今までのようにハード面や外からの情報の提供を待つだけではなく、市内にある貴重な歴史的遺産に付加価値をつけて資本にするといった意識改革をしなければなりません。

今、学校、園が抱える教育課題は年々増加し、かつ複雑化してきています。とりわけ、保護者の考え方が多様化し、現場の教師に大きな影響を与えるといった深刻な問題があります。

平成22年度においては、野洲市の教育課題を直視しながら、将来の明るい展望を持つ教育行政の推進のために、次の6つを柱に据えて施策を展開します。

まず、1つ目の柱は、元気な学校、園の創造でございます。

子どもの教育において教師が元気を出して活動することは、それがそのまま子どもの元気と意欲、学力の向上へとつながり、その後の人づくりに直結いたします。

そのために、平成21年度に3校で実施した「元気な学校づくり事業」を平成22年度においても継続して実施し、学校の元気の回復に努めます。

学習面では、教科の指導はもちろんのこと、人権、いのちを大切にされた教育を進めます。そして、次代を担う子どもたちのための情報（ICT）教育についても、新鮮な教材で意欲的に取り組み、子どもたちが着実に力をつけていくための支援をします。

特別支援教育については、平成21年9月から特別支援教育指導員に加え、国の緊急雇用対策を活用し、各学校に支援員を配置してきました。平成22年度においては、さらに

重点校2校にコーディネーター加配を配置し、その充実に努めます。また、巡回相談員による相談活動を幼稚園や保育園にも拡大し、子どもたちへの支援のあり方の指導を充実します。

読書は、単に知識を得るためだけではなく、豊かな人生を送るための栄養となり得るものと言われ、子どもたちが豊かな感性と充実した言語活動の中で人生を送る上で極めて重要です。そのために、市立図書館で「学校用の貸し出しセット」を用意するなど、学校と図書館との連携を深めていきます。

就学前教育では、市内3幼稚園において新たに預かり保育を実施します。また、懸案の「幼保一元化」（一体化）への取り組みについては、就学前児童の健全な育ちの場の確保という観点から検討を進めます。当面は、1施設内での2制度運用を前提として、平成22年度に（仮称）「篠原幼稚園」の施設整備を行います。

今後は、国の動向を注視しながら、保護者との連携を密にし、乳幼児、児童、保護者及び地域の視点に立った新たな展開に向けた取り組みを進めます。

2つ目は、安全、安心の教育環境と子どもの居場所づくりです。

子どもたちに豊かな心を育むためには、早急に安心して学習できる学びの環境を整備しなければなりません。平成21年度4月に策定した教育施設の耐震化計画に基づき、野洲中学校、篠原小学校、三上小学校の校舎や体育館の耐震工事・大規模改修を計画的に進めます。

昨今の社会環境の変化に伴う子どもの食生活の乱れ、孤食、肥満の増加などの問題の顕在化は、子どもの健康上極めて憂慮される事態です。こうした中で、学校給食が持つ役割は非常に重要であり、家庭、学校、地域が連携して、子どもたちの望ましい食習慣の形成を図っていくための「食育」に取り組みます。また、安全な食材の確保と地産地消の推進を図るため、地元食材をより積極的に使用します。

今日まで、野洲市における子どもの居場所づくりについては、学童保育所と放課後子ども教室が担ってきました。就労支援の観点から多くの保護者よりその充実に求められています。この2つの施策については、これを学童保育所に一元化することとし、希望するすべての子どもたちが入所できる施設を順次整備します。

「朝夕の見守り」や「スクールガード」、「愛のパトロール」、「子どもSOS」など、子どもたちを支援する人々によって支えられてきた子どもの安全確保については、各家庭はもちろんのこと、地域や青少年育成市民会議、さらには地元事業所等からの参加と協力

を得ながら、より充実した取り組みを進めます。

3つ目は、人権が根付く教育風土づくりです。

野洲市は「人権の根付くまちづくり、人権文化の創造」を推進してきました。「世界に羽ばたく人づくり」には、なくてはならない資質です。

「差別のない野洲市」の実現のためには、人権を大切にし、互いが認め尊重しあう「人の良いところを探し、認める風土づくり」が重要です。

他人のよいところを深く認めれば相手への理解と尊敬が生まれ、心が通じ合い、自他の命を大切にし、よりよくなろうとする向上の心情が生まれます。このような支持的風土が広がる生涯学習社会づくりを目指します。

学校、園では、道徳教育を充実しなければなりません。規範意識や困難を克服する力、そして、我慢強さを初め、子どもたちの倫理意識の向上に努めます。

人権、同和教育では、平成21年度に実施した人権問題に関する市民意識調査の結果を分析し、これをより効果的な人権啓発となるように生かすとともに、進路保障や学力の向上などへの取り組みの充実を図ります。また、家庭、地域、関係団体、学校、事業所などが連携を図りながら、差別のないまちづくりに取り組みます。

4つ目は、生涯学習と生涯スポーツの充実です。

野洲市には、生涯にわたって学習を深めていくための施設が整備されています。高齢者を初め、市民の中には活発なサークル活動が行われており、学びの世界に対する関心が強くなってきています。市民がこれらの施設を手軽に利用できることは、いつまでも健康で心豊かな人生を送るために大切なことです。

また、これからの生涯学習は、個人としての趣味、教養の学習だけではなく、地域住民としてさまざまな今日的課題や地域課題について学習し、その成果を地域へと生かしていくことが重要です。そのような活動の拠点として、図書館や博物館などの社会教育施設を初め、地域に根ざした活動が展開されているコミュニティセンターの役割は重要です。

平成22年度においては、7つのコミュニティセンターとの連携を図りながら、これを活用した生涯学習施策を展開します。

生涯スポーツの充実については、ニュースポーツの普及や総合型スポーツクラブの支援、子どもの体力向上に向けた取り組みを進め、市民が気軽に楽しめる生涯スポーツの振興を図ります。

市民の生涯の学びとスポーツ活動の両面を大切にし、そのための情報提供やネットワー

ク化を図りながら、心豊かで健康を維持し、楽しい人生が送れるまちづくりに取り組みます。

5つ目は、文化遺産の継承と豊かな文化の創造でございます。

豊かな自然、伝統文化や文化遺産に触れることは、教育の中で極めて重要です。野洲市は、そのための環境に非常に恵まれています。これらを今後も大切に守り育てながら、自然と文化遺産を生活の中で生かすという工夫が必要です。

それぞれの地域に存在する文化財については、市民がこれを「地域の宝物」として捉え、「みずからが守る」、「子どもたちに伝えていく」という気運づくりをしていかなければなりません。

このため、既に学校や地域こども教室などで実践されている取り組みについて、地域とのより一層の連携を深め、その充実に努めます。

歴史民俗博物館は、文化遺産の継承にとって拠点となる施設です。集中改革プランの一環で2年間は開館日を見直すこととなりますが、入館料の市民無料化を実施し、より市民サービスの向上を図ります。また、企画展や「まちかど博物館」などを実施し、貴重な文化遺産を紹介することにより、市民意識の高揚を図ります。

絵画、書、音楽など、地域に根付いた芸術、文化サークル、団体の活動が一層活発になるように努め、発表や鑑賞をする機会と場を多くし、野洲の文化の発展、創造に努めます。

最後の6つ目の柱としては、教育委員会の活性化でございます。

教育委員会のあり方については、今、さまざまな意見が教育関係者等から出ています。

市民にわかりやすく、親しみのある教育委員会にしていくためには、情報を積極的に発信し、野洲市の教育の姿を学校、地域、家庭が共有することが大切です。

野洲市の教育の現状を多くの市民が、ともに知り、理解しなければなりません。

こうしたことを実践するために、昨年11月1日の「野洲市教育の日」に、市民の参加を得て「羽ばたけ野洲の学び2009」と銘打ち、記念行事を開催しました。平成22年度においても、引き続き市民との対話の上に立った教育行政を展開します。

また、昨年10月からおおむね月に1回“教育委員会だより”を発行し、市のホームページやコミュニティセンターにおいて、市民のみなさんに情報を伝えています。その他ホームページでは、教育委員会のさまざまな情報提供に努めてきました。今後もより積極的な情報提供を行い、市民との情報の共有を図ります。

以上、平成22年度の野洲市の教育方針を説明させていただきました。皆様のご理解と

ご支援をよろしく願いを申し上げます。

(日程第 5)

議長(鈴木市朗君) 次に、日程第5、議第1号から議第43号まで(野洲市ものづくり経営交流センター条例他42件)を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

事務局長(田中正二君) 皆さん、おはようございます。それでは、議件を朗読させていただきます。

議第1号野洲市ものづくり経営交流センター条例ほか条例制定案1件、議第3号野洲市違法駐車等防止条例の一部を改正する条例ほか条例改正案14件、議第18号平成22年度野洲市一般会計予算ほか予算案11件、議第30号平成21年度野洲市一般会計補正予算(第8号)ほか補正予算案6件、議第37号財産の無償貸付け及び譲与について(野洲市ふれあい共同作業所)ほかその他の案件6件、以上であります。

議長(鈴木市朗君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長(山仲善彰君) 平成22年第1回野洲市議会定例会にご提案をいたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。

本定例会におきましては、議決案件としまして、条例の制定2議案、条例の一部改正15議案、平成22年度予算12議案、平成21年度補正予算7議案、その他7議案の合計43議案につきましてご審議をお願いするものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議第1号野洲市ものづくり経営交流センター条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、大学や企業が持つ世界トップレベルの高度な知識や技能を社会の財産として捉え、企業の業務改善や人材育成を支援する拠点として「野洲市ものづくり経営交流センター」を設置するものであります。

なお、本条例は平成22年4月1日から施行するものであります。

議第2号野洲市市民農園条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、野洲市長島地先に市民農園が完成することに伴い、これを本市の施設として管理・運営するため制定するものであります。

なお、本条例につきましては、平成22年4月1日から施行するものであります。

議第3号野洲市違法駐車等防止条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、「違法駐車」及び「駐車施設」の定義規定を整備するため、道路交通法が改正されたことにより、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例につきましては、平成22年4月19日から施行するものであります。

議第4号野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、平成22年4月1日施行の「労働基準法の一部を改正する法律」に基づき、時間外勤務手当の支給割合の引き上げなどの所要の措置を講じるため、平成21年第7回野洲市議会臨時会において可決をいただきました時間外勤務手当に関する改正について、県から新たに本条例の一部改正の参考例が通知されたことにより、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

議第5号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、船員保険法の一部が改正され、船員保険制度の一部が労働者災害補償保険制度に統合されることとなったことに伴い、労働者災害補償保険法の適用以外の船員は地方公務員災害補償法の適用を受けるため、地方公務員災害補償法に準じて所要の改正を行うものであります。

なお、本条例は、公布の日から施行するものであります。

議第6号野洲市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、教職員の心身の負担軽減及び病気の予防・早期発見への対応を充実するため、新たに学校産業医の報酬を追加するとともに、その他校医に係る報酬についても一部改正を行うものであります。

また、財政健全化集中改革プランに基づき検討した結果、医師等の専門的な特別職以外の報酬について、100分の10を減額するものであります。

なお、本条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

議第7号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、市長、副市長及び教育長の給料月額について、財政健全化計画

集中改革プランに基づき検討した結果、給料月額から100分の8をそれぞれ減額するとともに、期末手当を平成21年度当初予算に対し、35%それぞれ減額するものであります。

また、職員の期末勤勉手当についても、平成21年度当初予算に対し、20%減額するものであります。

なお、本条例につきましては、平成22年4月1日から施行するものであります。

議第8号野洲市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、市長、副市長及び職員等に支給する旅費日当について、財政健全化計画集中改革プランに基づき検討した結果、支給しないこととするものであります。

なお、本条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

議第9号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正点は大きく3点ございます。

まず、1点目の税率等の改正につきましては、医療費が急増する中で、医療給付費分と介護納付金分に係る税率について改定するものであります。

特に医療給付費分については、今後も医療費が伸び続ける見込みであることから、大幅な改定が必要となっておりますが、医療費の増加見込みを最低の水準で見込むことにより、改定率を低く設定したものであります。

また、介護納付金分につきましては、単年度ごとの見直しの原則により、調整を行うものであります。

次に2点目の、各期別納付金額の端数処理にかかる規定の追加ですが、国保税は、年税額を10回に分けて納付いただきおり、このうち2期から10期の納付額につきましては、地方税法の規定により、1,000円未満の端数を1期に合算して算出しております。今回端数処理の対象を100円未満に改める規定を追加するものであります。

3点目の、社会保険等被保険者本人が後期高齢者医療制度へ移行された際に、その影響で社会保険等の被扶養者から国民健康保険へ加入した人への減免措置につきまして、後期高齢者医療制度そのものが見直しの対象となっていることから、これまでの適用が資格取得以後2年間に限定をされていましたが、引き続き、当分の間適用することができるよう改正するものであります。

なお、本条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

議第 10 号野洲市使用料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、野洲市市民農園を設置するに当たり、一区画当たりの使用料を制定するものであります。

なお、本条例につきましては、平成 22 年 4 月 1 日から施行するものであります。

議第 11 号野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

野洲市ものづくり経営交流センター及び市民農園を設置することに伴い改正するものであります。

なお、本条例は平成 22 年 4 月 1 日から施行するものであります。

議第 12 号野洲市教育研究所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、財政健全化集中改革プランに基づき、分庁舎が廃止され本庁舎に統合されることに伴い、所要の改正をするものであります。

なお、本条例は、野洲市役所の名称及び位置を定める条例の一部を改正する条例の施行の日から施行するものであります。

議第 13 号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、市内の大規模学童保育所の定員を減員し適正化することにより、保育環境の向上を図るため分割整備した、各学童保育所の名称と位置を定めるものであります。

なお、本条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行するものであります。

議第 14 号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

現行の福祉医療費助成制度については、障害者支援施設等の入所者への助成について、施設に住所を移動されることから、施設所在地の市町が助成することとなっております。そのため、施設所在地市町の負担がふえることとなり、兼ねてより市町間における負担の公平性が問題となっておりました。

今回、県の調整のもと県下全市町が協議を重ねてきた結果、施設入所前の住所地の市町が実施主体となるよう、「住所地特例制度」を本年 8 月 1 日から導入することで合意を見ましたので、実施に向けて本条例の改正をするものであります。

なお、今回の「住所地特例制度」の導入は、各市町の福祉医療制度がそれぞれの単独制度によって格差があるため、調整の図れる県制度対象者に対してのみ実施するものであり

ます。また、今回の改正にあわせまして所要の改正を行うものであります。

本条例は、平成22年8月1日から施行するものであります。

議第15号野洲市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律が、平成20年12月3日に公布され、平成22年4月1日より施行されることに伴い、児童福祉法第24条第4項において「保育の実施」の定義が「保育所における保育を行うこと又は家庭的保育事業による保育を行うこと」と定義されたことにより、条例の文言を整理するものであります。

なお、本条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

議第16号野洲市北比江自治・産業施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、有隣館の建替えに伴い改正するものでございます。

有隣館の建替えについては、当初案からの規模の縮小および建設場所について、地元の意向を尊重し、検討してまいりました結果、規模は、現有隣館と同程度とし、場所については、北比江集会所が建っている現有隣館の隣接地が最適と判断しましたことから、所要の改正をするものであります。

なお、本条例は、平成22年5月1日から施行するものであります。

議第17号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、開発行為等に伴い帰属を受けた地域ふれあい公園を別表に追加するものであります。

なお、本条例は、公布の日から施行するものであります。

議第18号平成22年度野洲市一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

平成22年度の予算を編成するに当たっては、長引く景気の低迷により、法人市民税の減収が続く、財政調整基金を初めとする各種基金も枯渇寸前の状況で、危機的な財政状況にあります。この状況を克服し、厳しい中にも財政の健全化に向けた取り組みとして、「財政健全化集中改革プラン 出直し！元気やすプラン」を策定いたしました。プランの策定過程では、市民との意見交換の場を何度となく設け、また、関係機関、団体等とも調整しながら作業を進めてまいりました。

平成22年度の予算は、基本的にはこのプランに基づき編成することとし、歳出では、

各種事業の見直しや廃止、施設等の統廃合をし、人件費についても、議員各位にもご理解、ご協力をいただき、議員、特別職、一般職の手当のカットなどの削減を図りました。

こうした厳しい状況の中で、福祉、教育を初めとする市民生活に直結する施策は、可能な限り充実するとともに、小学校の耐震整備など、安全・安心なまちづくりのために整備を急ぐ必要のある事業は、むしろ積極的に取り組むこととしました。

また、子ども手当については、現段階において関連法案が未成立の状態であることから、当初予算での計上は見送り、現行の児童手当分のみ計上しておりますが、関連法案が成立後、支給には支障がないよう適切な時期に補正予算で対応する予定をしております。なお、子ども手当の支給に係る事務については、あらかじめ必要な準備を進めることとしておりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、別冊の野洲市一般会計予算書の1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億6,000万円と定めるものであります。対前年度当初比で17億4,900万円、10.9%の増となっております。

次に、第2条の債務負担行為につきましては、8ページの第2表をごらんいただきたいと思っております。

内容につきましては、滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金貸付制度に基づき、滋賀県信用保証協会が代位弁済した場合の実質損失額の10分の8について、平成34年度までの間において、528万円の範囲内で損失を補償するものです。

次に、第3条で地方債につきましては、9ページをごらんください。

起債の借り入れにつきましては、冒頭でも触れましたとおり、小学校の耐震整備事業などを初め、臨時財政対策債など、合計で29億7,200万円の限度額を設定しております。

それでは、予算の概要につきましては、別冊の平成22年度予算資料に基づきご説明させていただきますと存じますので、よろしく願いいたします。

まず、歳出からご説明申し上げますので、資料の10ページをごらんください。

主な取り組みを予算資料に基づき、ご説明いたします。

野洲市総合計画の「まちづくり基本目標」に基づき、6項目に整理して、主な新規事業及び拡充した事業をまとめたものでございます。

1点目の「豊かな人間性をはぐくむまち」では、有隣館の老朽化に伴う建替え、安全・

安心な学校づくりのための篠原小学校の耐震改築及び三上小学校の耐震改修、将来の幼保一元化に向けての篠原幼稚園の整備、放課後児童の居場所を6年生まで拡大するとともに、待機児童解消のためのこどもの家の整備に、施設の建設では野洲及び祇王、設計では中主及び北野の整備に取り組もうとするものです。

次に、2点目の「人々が支え合う安心なまち」では、心身障がい者に対する外出の支援と社会参加の一助として、燃料費及びタクシー利用助成券の交付枚数の拡大、妊婦健康診査受診時に係る助成金額の拡大、障がい者へ就労体験を通じ、就労意欲の高揚、自立と社会参加の促進を図るための社会就労体験補助事業、安全・安心なまちづくりのための東消防署の移転整備とこれに合わせた防災センター建設による防災拠点施設の整備などです。

次に、3点目の「美しい風土を守り育てるまち」では、琵琶湖の環境保全の一環としてのヨシ群落再生のための消波堤の設置事業、地域グリーンニューディール基金を活用した太陽光発電システム及び高効率給湯器の導入に係る新エネルギー導入促進事業、農地や農業用水等の保全のための農地・水・環境保全向上活動推進事業、里山に繁茂する竹を伐採し、森林としての機能回復を図るための里山リニューアル事業などに取り組めます。

次に、4点目の「地域を支える活力を生むまち」では、緊急経済対策の一環としての緊急雇用対策事業及び中小企業融資対策事業、地元企業への経営アドバイス、経営アドバイザーの育成等による企業の活性化を図るための野洲市ものづくり経営交流センターの設置、米粉スイーツの原材料の米を生産調整作物として位置づけ、生産調整作物の付加価値を高め、需要が逼迫している米粉スイーツの原材料加工体制の整備に対して補助する米粉スイーツ活性化事業などを計上しております。

次に、5点目の「うるおいとにぎわいのある快適なまち」では、国道8号線と野洲駅周辺の市街地内の連絡幹線道である都市計画道路市三宅北桜線の整備に係る地方特定道路整備事業、野洲駅周辺都市再生計画に基づく、市道や歩道の整備を図る野洲駅周辺都市基盤整備事業、直営化による土曜日の運行の再開や回数券の発行により、利便性の向上を図るコミュニティバス運行事業などを計上しております。

次に、6点目の「市民と行政がともにつくるまち」では、野洲市の元気と安心を築くための野洲市総合計画策定（見直し）事業、各コミュニティセンターを核とした市民の生きがいがづくり推進のための生涯“楽習”巡回講座の開設に取り組んでいきます。

一方、歳入につきましては、資料の5ページをごらんください。

まず、市税では、総額は、79億1,356万8,000円で、対前年度当初予算比で

2億6,908万6,000円、3.3%の減となっております。

減収の主な要因といたしましては、市民税のうち、法人市民税では、景気の低迷を受け、約2億4,200万円の減収を見積もっております。

次に、地方譲与税から地方特例交付金につきましては、地方財政計画に示されました伸率等をもとに推計しており、これも景気の低迷により、軒並みマイナスとなっております。

地方交付税につきましては、18億6,000万円で、内訳としまして、普通交付税で16億円、特別交付税で2億6,000万円を見込んでおります。

国庫支出金の主な増加要因は、小学校の耐震整備事業、野洲駅周辺基盤整備事業に係る交付金によるものです。また、県支出金の主な増加要因は、有隣館整備事業や学童保育所整備事業による補助金によるものです。

繰入金につきましては、所要の歳入をそれぞれ算定いたしましたが、歳出予算に必要な財源が不足することから、財政調整基金から2億7,000万円、公共施設等整備基金から3,000万円を繰り入れるものです。

市債では、安全・安心のため、整備を急ぐ前述の事業によるもののほか、景気の低迷を受け、国が臨時財政対策債の発行可能額を増額したことから13億1,400万円を見込んだことなど、市債全体では、対前年度当初比で18億4,090万円増の29億7,200万円の大幅な増となりました。

なお、平成22年度末での地方債残高見込みは、269億7,900万円余となり、21年度末決算見込みからは、6億4,100万円余り増加するものと見込んでおります。

以上、議第18号平成22年度一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

次に、議第19号平成22年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、43億7,322万6,000円で、対前年度当初比6.5%の増となっております。

平成22年度予算につきましては、急増する医療給付費や伸び悩む税収等を踏まえ、それに対応するための推計を行い、その結果、税率の改定を見込みながら、必要な額を計上したものであります。また、医療費の適正化のためのレセプト点検等や、生活習慣病予防の啓発や特定健診、特定保健指導の充実に向けて取り組み、将来的な国民健康保険財政の安定化につなげていけるような必要な経費を計上しております。

次に、議第20号平成22年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、3億7,846万5,000円で、対前年度当初比8.7%の増で、

保険料及び保険基盤安定化に係る市負担金等をあわせて支払う後期高齢者医療広域連合納付金3億5,727万1,000円が主なものであります。

次に、議第21号平成22年度野洲市老人保健事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、731万8,000円で、対前年度当初比45.1%の減で、老人保健事業医療給付は、平成20年3月末をもって終了しておりますが、過誤調整及び月おくれ請求に係る医療給付費、医療費支給費等に係る収入及び支出額を計上したものであります。

なお、本会計は、平成22年度末をもって廃止することとなっております。

次に、議第22号平成22年度野洲市介護保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、27億97万2,000円で、対前年度当初比3.5%の増となっております。

平成22年度は、第4期介護保険事業計画期間の2年で、制度的には大きな改正はございませんが、特別養護老人ホーム悠紀の里が増床やユニット化されたことから、その分も増加も合わせて保険給付費では、対前年度当初比で8.2%増を見込んでおります。一方、歳入の基金繰入金では、介護従事者処遇改善臨時特例基金については、国の取扱基準に基づき、残高全額の繰り入れを予定しております。

次に、議第23号平成22年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、2,467万5,000円で、野洲病院に貸し付けた資金の元利償還分を一般会計に返済する予算を計上しており、前年度と同額となっております。

次に、議第24号平成22年度野洲市下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、19億9,876万8,000円、対前年度当初比21.2%の減で、公共下水道並びに農業集落排水事業に係る整備施設の良好な維持管理に努めるための経費を計上したものです。

次に、議第25号平成22年度野洲市墓地公園事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、2,452万8,000円、対前年度当初比10.4%減で、さくら墓園の良好かつ効率的な維持管理に努めるための経費を計上したものです。

次に、議第26号平成22年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、1,360万9,000円、0.7%の減で、基幹水利施設・石部頭首工の維持管理に要する経費を計上したものです。

次に、議第27号平成22年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、14億4,071万7,000円、対前年度当初比3.1%の減で、借り入れをしています地域開発事業債の元金及び利子の償還金を計上したものです。

次に、議第28号平成22年度野洲市土地取得特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、2,504万5,000円、対前年度当初比1.2%の減で、先行取得しました公共用地の借り入れの元利償還の経費を計上したものです。

次に、議第29号平成22年度野洲市水道事業会計予算につきましては、第2条では、業務の予定量を定めるもので、給水件数は1万8,100件、年間総配水量は748万9,800立法メートル、一日平均給水量で2万520立法メートルを予定しており、主な建設改良事業につきましては、配水管整備事業を計画しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益7億8,649万9,000円に対し、水道事業費用8億1,647万9,000円です。

また、第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入2,975万6,000円に対しまして、資本的支出3億1,461万4,000円であり、収支不足額の2億8,485万8,000円につきましては、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに消費税等資本的収支調整額で補てんするものであります。

議長（鈴木市朗君） 暫時休憩いたします。再開を10時15分といたします。

（午前10時03分 休憩）

（午前10時15分 再開）

議長（鈴木市朗君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

市長。

市長（山仲善彰君） それでは、議第30号から議第36号までの平成21年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

議第30号平成21年度野洲市一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,815万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を195億6,781万6,000円とするものです。

債務負担行為の補正では、中小企業金融円滑化法の施行に伴い、小口簡易資金貸付制度に係る信用保証制度の充実を図るもので、当該貸付制度において、融資期間を超える条件変更に対応できるよう、保証債務の損失補償の期間を3年延長することとし、これにより

過年度に行ったこれに係る債務負担行為のうち、平成14年度以後の分について、それぞれ3年間の延長措置を追加し、本年度分については、3年延長の変更を行うものです。また、国営総合農地防災事業・野洲川沿岸二期地区及び国営造成土地改良施設整備事業・野洲川中流地区の借入金の繰上償還に係る利子分について、精査により減額される見込みとなったため、当該減額分を措置するものです。

地方債の補正では、対象事業の精査、地域活性化・公共投資臨時交付金の配分に伴う財源更正による減額、減収補てん債の増額等により、限度額の変更及び一部起債の廃止をするものです。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

議会費では、政務調査費交付金の決算見込みにより、減額するものです。

総務費では、財政管理費で、減収補てん債を増額するため、その一部を減債基金及び公共施設等整備基金への積み立てなど、総額で1億4,769万5,000円、財産管理費で、庁舎の統合による改修工事で1,000万円をそれぞれ追加するものです。

民生費では、福祉医療の精査及び子育て応援特別手当の取りやめにより減額するほか、生活保護費が不足する見込みであることから、1,397万3,000円を追加しようとするものです。

衛生費では、予防費で、新型インフルエンザワクチンの接種が、当初の予定では2回接種であったものが1回に減ったことなどにより減額するものです。

労働費では、緊急雇用対策費で、不用見込額565万4,000円を減額しようとするものです。

農林水産業費では、農業振興費の埋設農薬等無害化処理事業補助金について、補助事業者の事業執行に係る入札結果により、対象経費が下がったため不用額を減額するものです。

土木費では、道路橋梁維持費で、国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、道路の維持補修工事費で6,500万円を追加し、下水道事業費では、下水道の使用料収入が当初予算よりも落ち込む見込みとなったことから、その補てん分として下水道事業特別会計に6,032万5,000円を追加の繰り出しをしようとするものです。

教育費では、市内小・中学校の修繕に係る工事費の追加を主なものとして、小学校施設整備費では3,965万4,000円を、中学校施設整備費では984万円を計上しております。

次に、歳入の主な内容について、ご説明申し上げます。

国庫支出金では、子育て応援特別手当を減額し、国の経済対策である地域活性化・公共投資臨時交付金を1億9,207万円、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を1億1,243万1,000円追加するものです。

県支出金では、歳出で申しあげました福祉医療、新型インフルエンザワクチン接種、埋設農薬等無害化処理事業に係る補助金を減額するものです。

財産収入では、不動産売払収入を増額し、繰入金では、減収補てん債の発行額の増により、次年度以降に備え、基金を確保するため、財政調整基金の取り崩しを3億円減額しようとするものです。

市債では、冒頭の地方債の補正の説明のとおり、合計で2億2,030万円を追加するものです。

以上、一般会計の説明といたします。

次に、議第31号平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億8,259万1,000円とするものです。

歳出の主な内容について、ご説明申し上げます。

共同事業拠出金では、これまで事業本体の拠出金でまかなってきた高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の事務費相当額について、それぞれ拠出金の用途を明確にするため、新たな事業費目を追加して予算を計上するものです。

諸支出金では、平成20年度の療養給付費国庫負担金が、精算により追加交付となったため、不要となった返還金を減額するものです。

一方、歳入については、国庫支出金では、療養給付費負担金で、平成20年度分の精算による追加交付分を増額するものです。

療養給付費交付金では決算見込みから、前期高齢者交付金では交付額の確定により、それぞれ減額し、繰入金では、一般会計繰入金のうち、保険基盤安定分及び保険財政安定化支援事業分の繰入金額の確定による追加をするものです。

次に、議第32号平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,675万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億3,900万5,000円とするものです。

歳出の主な内容について、ご説明申し上げます。

後期高齢者広域連合納付金では、保険料の減額分と保険基盤安定負担金の増額分の差額を減額するものです。

一方、歳入の主なものについては、後期高齢者医療保険料で、今年度低所得者への軽減措置の拡大・継続の影響分を減額するものです。

次に、議33号平成21年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ631万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,084万3,000円とするものです。

歳出の主な内容について、ご説明申し上げます。

医療諸費において、今年度の給付実績から医療給付費、医療費支給費、審査支払手数料をそれぞれ減額するものです。

一方、歳入については、今年度の概算交付額が確定したことから、支払基金交付金及び一般会計繰入金を減額し、諸収入では、第三者納付金及び返納金を今年度実績により追加するものです。

次に、議第34号平成21年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ34万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を26億6,163万2,000円とするものです。

歳出の主な内容について、ご説明申し上げます。

地域支援事業費の介護予防特定高齢者施策事業費では、介護予防事業の保健師活動の賃金を減額し、健康推進員の活動謝金を追加するものです。また、任意事業費では、老人紙おむつ助成費の不足分を追加し、成年後見人等の報酬助成の不用分を減額するものです。

一方、歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金については、対象事業費の減額に伴い、それぞれの負担割合により減額するものです。

次に、議第35号平成21年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億286万円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億5,660万5,000円とするものです。

また、地方債の補正では、流域下水道事業及び借換債を減額するものです。

まず、歳出の主な内容について、ご説明申し上げます。

総務費では、下水道経営計画検討業務委託を取りやめたことにより、減額するものです。

公共下水道事業費では、不況のため下水道の使用量の大幅な減により、浄化センター維持管理負担金を減額し、流域下水道建設事業で、国庫補助事業の対象事業の変更に伴う減額により、湖南中部流域下水道建設事業負担金を減額しようとするものです。

公債費では、簡保資金の繰上償還額の確定により、減額するものです。

一方、歳入については、使用料では、不況により、製造業を主とした企業の使用料収入が大幅な減となったことにより減額し、繰入金では、使用料収入の減収分の一部を補てんするものとして追加計上するものです。

市債では、主に公的資金の繰上償還に係る借換債の減額補正です。

次に、議第36号平成21年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ248万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,986万1,000円とするものです。

永代使用料を減額する一方で、繰越金を増額し、差引余剰分を基金利子の追加分と合わせ、墓地公園整備基金へ積み立てるものです。

以上、一般会計、各特別会計の補正予算の提案説明といたします。

次に、議第37号財産の無償貸付け及び譲与について（野洲市ふれあい共同作業所）についてご説明申し上げます。

野洲市ふれあい共同作業所については、指定管理による運営委託をしておりますが、本年3月末日をもって終了するところであります。

今後の管理運営については、新たに設立された「NPO法人ふれあいワーカーズ」が、作業所の効果的・効率的な施設運営を実施されることから、当法人が管理運営される土地については10年間無償で貸し付けするとともに、建物及び備品については無償で譲与することにより、民営化を円滑に推進するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議第38号財産の取得についてご説明申し上げます。

本件の財産の取得につきましては、県と市の間で、野洲川廃川敷地地域開発用地内における土地の交換、買収を行う中で、県有地と市有地の区域の境界を明確にし、土地利用の有効活用を図ることを目的に、市三宅字三ツ井2221番2、他8筆、2万4532.2

7平方メートルの県有地について、取得しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、現在、協議中ではありますが、当地域開発用地と隣接して、市街化調整区域における地区計画制度の手法による民間の住宅開発が計画されていることから、当該開発と一体的な土地利用転換を図ることにより、周辺地域の懸案事項であった諸課題に一定のめどが立てられること、開発に関連して道路、公園等の公共施設の整備が可能となること、さらに、長年要望してまいりました県道守山中主線の交差点改良の整備が促進されるものと考えております。

議第39号財産の取得についてご説明申し上げます。

学校ICT設備整備に係る備品の購入につきましては、情報化教育等の向上を図るための環境・基盤づくりを推進するため、児童・生徒用パソコンの整備と教職員に対して1人1台のパソコン整備、校内LANの整備を行い校務等の高効率化を図るため整備するものです。

去る2月3日に執行した入札の結果、契約金額を9,271万5,000円、契約の相手方を名栗株式会社、代表取締役白井信雄と定め、物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議第40号指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

北比江集会所の指定管理者の指定につきましては、昨年12月議会において、指定管理者を北比江自治会として、指定期間を平成22年4月1日から平成27年3月31日までとして、議決いただいております。

今回、有隣館建設に係る検討の結果、北比江集会所を除去する必要性が生じたことから、指定期間を平成22年4月1日から平成22年4月30日までに変更するものであります。

議第41号守山市と野洲市の境界の決定に関する意見についてご説明申し上げます。

守山市と野洲市の市境界の未確定区域について、去る2月3日付で滋賀県知事より、地方自治法第9条の2第1項の規定に基づき、守山市と野洲市との境界決定(案)について意見を求められましたので、これに対し異議はない旨の意見を付して回答いたしたく、地

方自治法第9条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議第42号市道路線の認定及び廃止についてご説明申し上げます。

中畑・小篠原土地区画整理事業により、起終点が変わる既存の1路線について、一たん路線を廃止し、新たに17路線を市道に認定するものであります。

また、開発行為等に伴う寄付を受けた公衆用道路8路線を市道認定することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議第43号野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてご説明申し上げます。

野洲市公平委員でありました、岩田信雄氏が去る1月4日急逝されましたことに伴い、今回新たに竹村平一氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

竹村平一氏は、昭和35年4月に国鉄に入社されて以来、平成5年4月にはJR西日本京都支社の輸送課長を初め、平成11年9月にはJR西日本交通サービス、琵琶湖管理部長などを歴任された方であり、民間企業で培った感覚と能力を発揮していただけるものと思います。また、地元大篠原自治会長を平成19年度から2年間お務めいただき、地域の振興にご尽力いただいている方でもあります。

以上のとおり、竹村氏は、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する方として適任者でありますことから、ご活躍いただけるものと確信しております。

なお、任期につきましては、地方公務員法第9条の2第10項の規定により前任者の残任期間となっており、平成24年11月17日までとするものであります。

以上、議案の説明とさせていただきます。どうぞご審議よろしくお願いいたします。

(日程第6)

議長(鈴木市朗君) 日程第6、議第43号野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

これより、ただいま議題となっております議第43号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議第43号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いた

したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、議第43号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第43号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第43号野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(鈴木市朗君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議第43号は原案のとおり同意されました。

(日程第7)

議長(鈴木市朗君) 日程第7、予算特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、議第18号平成22年度野洲市一般会計予算から議第29号平成22年度野洲市水道事業会計予算までについて審査等を行うため、委員会条例第6条の規定により、20名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、20名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま、設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、本職を含む全員を指名いたします。

暫時休憩いたします。再開を10時50分といたします。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時50分 再開)

議長(鈴木市朗君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

(日程第8)

議長(鈴木市朗君) 日程第8、予算特別委員会の正副委員長の互選結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

予算特別委員会委員長に20番河野司君、副委員長に18番田中孝嗣君、以上のとおり互選されましたので報告いたします。

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明3月2日から3月9日までの8日間は、議案調査のため、休会といたしたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、明3月2日から3月9日までの8日間は、休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る3月10日は、午前9時から本会議を再開し、議案質疑及び代表質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。(午前10時53分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成22年3月1日

野洲市議会議長 鈴木市朗

署名議員 西本俊吉

署名議員 三和郁子